令和２年４月８日

保護者の皆様へ

認定こども園 鈴ノ宮保育園

緊急事態宣言後の認定こども園の対応について

平素は本園の運営にご協力を頂き、ありがとうございます。

堺市において新型コロナウィルスについての緊急事態宣言の対応について、通知がありました。

　つきましては当園でも感染拡大防止のために、家庭保育のご協力をお願い致します。

保護者の方には大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご協力をお願い致します。

■緊急事態宣言後の対応について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 方針および内容 | 保護者の皆様へのお願い | 左記対応の期間 |
| 適切な感染防止策を講じた上で、公立・民間ともに継続して開園 | **仕事を休んで家にいることが可能な場合や、家庭での保育が可能な場合は、登園を自粛し、家庭保育を実施して頂く。**※ただし、下記項目に該当し、親族等による保育が不可能な場合については保育を実施する・医療従事者・社会の機能を維持するために継続して就業が必要な方・その他仕事を休むことが困難な方 | **令和２年４月８日（水）**から**令和２年５月６日（水）**まで※状況に応じて延長あり |

※保育料について

３月に引き続き、４月１日から５月６日までの期間に、１日以上、家庭保育への協力（登園自粛）していただいた家庭について、保育料を日割計算にて減額します。（手続き等については、後日改めて通知します。）

主食費・副食費についても決まり次第通知させていただきます。

☆４～６月の行事に関しましては、今後の状況をみながら、検討をしていきます。

《現在変更が確定している行事について》

　　５歳児参観

は中止とさせていただきます。

　　４歳児参観

　運動会につきましては、只今検討中ですが、延期などでご迷惑をおかけするかもしれません。

　　（例：小学校との日程調整をする為、平日に行う可能性もあり得ます。）

ご心配をおかけ致しますが、ご理解の程、宜しくお願い致します。